

## 第 11 章 環境の保全のための措置

### 11.1. 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした、環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置は以下のとおりである。

動物・植物・生態系以外の項目については、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による環境への影響は回避または低減されていると考える。

動物・植物・生態系については、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講ずることとした。動物・植物・生態系に係る代償措置については、「11.2. 代償措置の実施計画」に示す。

### 11.1.1. 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は表 11.1.1-1 に示すとおりである。大気質に関しては、発生源対策や伝搬経路対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表 11.1.1-1 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の排出	発生源対策	・資材運搬等の車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬入が一時的に集中しないように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
造成等の工事	粉じんの飛散	発生源対策	・造成箇所や資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、造成工事に伴う粉じんの飛散を防止する。	低減	事業者
			・工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内の清掃等を徹底する。	低減	事業者
			・計画地内の土砂の運搬時には、必要に応じてシートを被覆し、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じんの飛散を防止する。	低減	事業者
		伝搬経路対策	・必要に応じて、造成地をシートにより被覆し、裸地からの粉じんの飛散を防止する。	低減	事業者
施設の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・必要に応じて、計画地の周囲には高さ 2m の防塵ネットで養生する。	低減	事業者
			・進出予定企業に対しては大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排出ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
自動車交通の発生	大気汚染物質の排出	発生源対策	・関連車両は、「埼玉県生活環境保全条例」に基づくディーゼル車の排出ガス規制に適合した車両の使用の徹底を指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両のアイドリングストップの徹底を指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両の不必要な空ぶかしは行わないように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両の整備、点検を指導する。	低減	進出予定企業

### 11.1.2. 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置は表 11.1.2-1 に示すとおりである。騒音・低周波音に関しては、発生源対策や伝搬経路対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表 11.1.2-1 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・建設機械は、低騒音型の建設機械を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
		伝搬経路対策	・住居等に近い箇所の工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の不必要な空ぶかしは行わないように徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
施設の稼働	騒音の発生	発生源対策	・進出予定企業に対しては騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
自動車交通の発生	騒音の発生	発生源対策	・関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両のアイドリングストップの徹底を指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両の不必要な空ぶかしは行わないように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両の整備、点検を指導する。	低減	進出予定企業
施設の稼働	低周波音の発生	発生源対策	・設備機器は、堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
			・屋外に設置する設備機器は、住宅等の分布に配慮した配置計画を検討するように指導する。	低減	進出予定企業

### 11.1.3. 振動

振動に関する環境の保全のための措置は表 11.1.3-1 に示すとおりである。振動に関しては、発生源対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表 11.1.3-1 振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	・建設機械は、低振動型の建設機械を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討し、車両による搬出入が一時的に集中しないように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
施設の稼働	振動の発生	発生源対策	・進出予定企業に対しては振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
自動車交通の発生	振動の発生	発生源対策	・関連車両の計画的かつ効率的な物流計画を検討するように指導する。	低減	進出予定企業
			・関連車両の整備、点検を指導する。	低減	進出予定企業

### 11.1.4. 悪臭

悪臭に関する環境の保全のための措置は表11.1.4-1に示すとおりである。悪臭に関しては、発生源対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.4-1 悪臭に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	悪臭の発生	発生源対策	・進出予定企業に対しては悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止に努めるように指導する。	低減	進出予定企業

### 11.1.5. 水質

水質に関する環境の保全のための措置は表11.1.5-1に示すとおりである。水質に関しては、発生源対策を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.5-1 水質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	濁水の排出	発生源対策	・工事中に発生する濁水については、仮設水路を設けて仮設沈砂池（調整池整備箇所を予定）に導き、土粒子を十分に沈殿させた後、水質を確認したうえで、放流先水路の水位に配慮し、近接する水路にポンプアップ排水する。	低減	事業者
			・造成箇所は、速やかに転圧等を行い、降雨による流出を防止する。	低減	
			・必要に応じて仮土堤、板柵等を設置し、計画地外への土砂流出を防止する。	低減	
	アルカリ排水の排出	発生源対策	・必要に応じて、pH調整を行う。	低減	事業者 進出予定企業
・コンクリート製品は可能な限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を最小限に抑える。			低減		

### 11.1.6. 土壌

現地調査の結果、計画地の土壌は土壌の汚染に係る環境基準を下回っており、また、計画地は過去から一貫して農用地としての利用がなされてきた土地である。さらに、本事業では基本的に計画地の土壌を外部に搬出しない方針であることから、土壌に関する環境保全措置は実施しない。

### 11.1.7. 地盤

地盤に関する環境の保全のための措置は表11.1.7-1に示すとおりである。地盤に関しては、周辺地盤の変形の防止等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は回避または低減されていると考える。

表11.1.7-1 地盤に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地・施設 の存在	地盤沈下	周辺地盤の変形防止	・盛土は、地質調査結果を踏まえて、圧密沈下等を十分に考慮した対策工を行う。	低減	事業者
			・工事着工前から工事中にかけて、盛土に伴う圧密沈下量、変形等を敷地境界付近において観測する。	低減	事業者
			・圧密沈下量を想定した建築工事計画を立てるように、進出予定企業に指導する。	低減	事業者 進出予定企業
		地下水採取の抑制	・工事中、供用時とも地下水採取は行わない。	回避	事業者 進出予定企業

### 11.1.8. 動物

動物に関する環境の保全のための措置は表11.1.8-1に示すとおりである。動物に関しては、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとする。

表11.1.8-1 動物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	生息環境の変化 (騒音・振動)	騒音・振動の影響の緩和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義務付け、騒音・振動を低減する。 ・建設機械のアイドルストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬等の車両の走行	生息環境の変化 (騒音・振動)	騒音・振動の影響の緩和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義務付け、騒音・振動を低減する。	低減	事業者 進出予定企業
	生息環境の変化 (移動経路の分断)	ロードキルの発生抑制	・本事業に係る運転者には夜間等の運転時に、動物への配慮を行うよう指導する。	低減	事業者 進出予定企業
造成等の工事	生息環境の変化 (水質)	濁水の流出抑制	・河川に生息する魚類等水生動物への影響を考慮し、工事中の雨水等は、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を地区外に放流する。	低減	事業者
	生息環境の変化 (光環境)	照明からの光の漏洩を抑制	・夜行性の動物への影響を考慮し、工事中は工事時間を原則として8時から18時までとし、照明の使用は極力減らすとともに、照明は上方面、側面への照射を減らす構造とする。	低減	事業者 進出予定企業
造成地の存在	生息環境の消失	生息環境の保全	・計画されている湿地性ビオトープについては、計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境として機能させることで、アオサギ、カワセミ、アオダイショウ等の採食環境、メダカ(南日本集団)やスジエビ等の水生生物を中心とする生息環境が創出される。	代償	事業者
			・計画地内に計画されている公園及び緑地帯については、「田園都市産業ゾーン基本方針」にあげられている屋敷林をイメージした緑化を行うことにより、ホンドタヌキの生息・繁殖環境、移動経路、隠れ家、採餌環境、ハヤブサやチョウゲンボウ等の餌となる小動物の生息環境、ホオジロ等の生息環境が代償される。	代償	事業者
	生息環境の変化 (移動経路の分断)	ロードキルの発生抑制	・本事業に係る運転者には夜間等の運転時に、動物への配慮を行うよう指導する。	低減	事業者 進出予定企業
	生息環境の変化 (水質)	濁水の流出抑制	・調整池を整備し、供用時の雨水等は調整池にためた後、公共用水域に排水する。	低減	事業者 進出予定企業
	生息環境の変化 (光環境)	照明からの光の漏洩を抑制	・供用時の照明は上方面、側面への照射を減らす構造とする。	低減	進出予定企業

### 11.1.9. 植物

植物に関する環境の保全のための措置は表11.1.9-1に示すとおりである。植物に関しては、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとする。

表11.1.9-1 植物に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の工事	生育個体の消失	生育個体の保全	・湿地性ビオトープを設置し、保全すべき植物種の生育環境を創出する。	代償	事業者
造成地の存在	生育個体の消失	生育個体の保全	・湿地性ビオトープに計画地内で確認された保全すべき植物種を移植する。	代償	事業者

### 11.1.10. 生態系

生態系に関する環境の保全のための措置は表11.1.10-1 (1)～(2)に示すとおりである。生態系に関しては、事業者により実行可能な範囲内で回避または低減の措置を検討した結果、回避または十分に低減できない影響が想定されるため、代償措置を講じることとする。

表11.1.10-1 (1) 生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	生息環境の変化(騒音・振動)	騒音・振動の影響の緩和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義務付け、騒音・振動を低減する。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬等の車両の走行	生息環境の変化(騒音・振動)	騒音・振動の影響の緩和	・計画地内の資材運搬等の車両の走行は徐行運転を義務付け、騒音・振動を低減する。	低減	事業者 進出予定企業
	生息環境の変化(移動経路の分断)	ロードキルの発生抑制	・本事業に係る運転者には夜間等の運転時に、動物への配慮を行うよう指導する。	低減	事業者 進出予定企業
造成等の工事	生息環境の変化(水質)	濁水の流出抑制	・河川に生息する魚類等水生動物への影響を考慮し、工事中の雨水等は、仮設水路にて仮沈砂池や仮調整池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を地区外に放流する。	低減	事業者
	生息環境の変化(光環境)	照明からの光の漏洩を抑制	・夜行性の動物への影響を考慮し、工事中は工事時間を原則として8時から18時までとし、照明の使用は極力減らすとともに、照明は上方面、側面への照射を減らす構造とする。	低減	事業者 進出予定企業

表11.1.10-1 (2) 生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	生息環境の消失	生息環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画されている湿地性ビオトープについては、計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境として機能させることで、サギ類、ヘビ類等の採食環境、メダカ（南日本集団）やドジョウ等の水生生物を中心とする生息環境が創出される。</li> </ul>	代償	事業者
			<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地内に計画されている公園及び緑地帯については、「田園都市産業ゾーン基本方針」にあげられている屋敷林をイメージした緑化を行うことにより、ホンドタヌキの生息・繁殖環境、移動経路、隠れ家、採餌環境、猛禽類の餌となる小動物の生息環境、小鳥類等の生息環境が代償される。</li> </ul>	代償	事業者
	生息環境の変化（移動経路の分断）	ロードキルの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業に係る運転者には夜間等の運転時に、動物への配慮を行うよう指導する。</li> </ul>	低減	事業者 進出予定企業
	生息環境の変化（水質）	濁水の流出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>調整池を整備し、供用時の雨水等は調整池にためた後、公共用水域に排水する。</li> </ul>	低減	事業者 進出予定企業
	生息環境の変化（光環境）	照明からの光の漏洩を抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>供用時の照明は上方面、側面への照射を減らす構造とする。</li> </ul>	低減	進出予定企業



### 11.1.11. 景観

景観に関する環境の保全のための措置は表11.1.11-1に示すとおりである。景観に関しては、建築物による圧迫感の緩和や周辺景観への調和等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.11-1 景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地・施設 の存在	景観資源 の変化	変更の 最小化	・計画段階において、計画区域面積を必要最小限とした。	低減	事業者
		圧迫感 の緩和	・産業等用地の外周となる部分に高木を含む緩衝緑地帯を整備する。	低減	事業者
	・建物高さの最高限度を25mに制限する。		低減	進出予定企業	
	・できる限り建物を敷地境界から離れた位置に配置する。		低減	進出予定企業	
	主要な 眺望景 観の変 化	周辺景 観への 調和	・高木を含む緩衝緑地帯には、地域特性や周辺集落の屋敷林を参考に地域にあった樹種を植栽する。	低減	事業者
			・建物等のデザインは、埼玉県景観計画の色彩の制限基準を守る色彩を基調とする配色を採用し、建物の上部の外観部分を低彩度になるように特に配慮するとともに、景観形成基準の配慮事項や地区計画で定められる予定の規定についても遵守する。	低減	進出予定企業

### 11.1.12. 廃棄物等

廃棄物等に関する環境の保全のための措置は表11.1.12-1に示すとおりである。廃棄物等に関しては、発生抑制や再利用促進等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.12-1 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成等の 工事	廃棄物 の排出	発生抑 制、再利 用等の 促進	・既存構造物の撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図る。	低減	事業者
			・建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出予定企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
施設の 稼働	廃棄物 の発生	発生抑 制、再利 用等の 促進	・進出予定企業から発生する産業廃棄物については、進出予定企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるように指導する。	低減	進出予定企業

### 11.1.13. 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置は表11.1.13-1(1)～(2)に示すとおりである。温室効果ガス等に関しては、排出量の削減や吸収量の確保等の措置を講じることで、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による影響は低減されていると考える。

表11.1.13-1(1) 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
建設機械の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の稼働時間の短縮に努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するように努める（現時点で認定されているバックホウの目標採用率30%） 【予測結果に反映】	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械のアイドリングストップを徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の整備、点検を徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
			・建設機械の不必要な空ぶかしは行わないよう徹底する。	低減	事業者 進出予定企業
資材運搬等の車両の走行	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行計画を十分に検討する。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両は、低燃費型車両を使用するように努める。	低減	事業者 進出予定企業
			・資材運搬等の車両のエコドライブを推進する（目標燃費10%向上）。 例）・アイドリングストップの徹底 ・不必要な空ぶかしは行わない ・整備、点検の徹底 【予測結果に反映】	低減	事業者 進出予定企業
樹木の植栽	温室効果ガスの吸収	吸収量の確保	・植栽は、生物多様性の保持に配慮し高木だけでなく、中低木を組み合わせることで最大限の植栽を実施する。	低減	事業者
施設の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・進出予定企業に対し、施設の建設計画及び設備計画にあたり、省エネルギー対策に努めるように指導する（目標22%減）。 例）・施設の断熱構造化 ・LED照明の使用 ・最新設備の導入 ・コージェネレーションシステムの導入 ・再生可能エネルギー発電設備の導入 【予測結果に反映】	低減	進出予定企業
			・進出予定企業に対し、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の事業者の目標に基づき、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるように指導する。	低減	進出予定企業
			・進出予定企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書を作成し、知事に提出するように指導する。	低減	進出予定企業
			・進出予定企業に対し、平成22年3月（同年7月改正）に策定された「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定められた各種対策に講ずるように指導する。	低減	進出予定企業

表 11.1.13-1 (2) 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	選定した環境保全のための措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・進出予定企業に対し、「埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針」に定める大規模事業所に該当し、「目標設定型排出量取引制度」の対象事業所となった場合には、指針に定める方法により目標を設定し、排出量取引を含む方法により目標を達成するように指導する。	低減	進出予定企業
自動車交通の発生	温室効果ガスの排出	排出量の削減	・関連車両は、低燃費型車両を使用するように努める。	低減	進出予定企業
			・関連車両のエコドライブを推進する(目標燃料使用量10%削減)。 例)・アイドリングストップの徹底 ・ unnecessary 空ぶかしは行わない ・整備、点検の徹底 【予測結果に反映】	低減	進出予定企業

## 11.2. 代償措置の実施計画

### 11.2.1. 動物、植物、生態系の代償措置の検討

(1) 環境影響を回避又は低減することが困難な理由

a) 回避又は低減措置の検討

(a) 緑地・水環境の残地にかかる検討

本事業では、造成地・施設の存在により、動物、植物、生態系の生息・生育環境が改変される。そのため、現況の生息・生育環境は維持できない。環境の改変はほぼ計画地全域に及ぶため、これらの影響は、事業実施に伴い回避・低減ができないと考える。

(2) 代償措置の検討

動物、植物、生態系における予測の結果より、回避・低減できない影響については、代償措置の検討を行った。実施する代償措置は、表 11.2.1-1 に示すとおりである。

表 11.2.1-1 代償措置の検討結果

実施する対象措置	対象事業により損なわれる環境の状況	代償措置により創出する環境の目標	代償措置の妥当性	代償措置に提供する技術と効果	代償措置による環境影響のおそれの有無及び当該のおそれのある場合の環境影響の回避又は低減措置等	事後調査に関する事項	
「動物・植物・生態系」 湿地性ビオトープの創出： 計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境再生	動植物の生息・生育環境が消失・改変される。	現存する湿地環境に近い動植物の生息・生育環境の保全	代償措置を講じることにより計画地において、現存する湿地環境に近い生息・生育環境が保全されるため妥当と考える。	ビオトープ保全等の湿地環境の管理については、類似事例や知見等がある	湿地環境の保全管理のため環境影響のおそれはない。	環境保全措置の実施後、約3年間は事後調査により効果と影響を監視する。	
「動物・植物・生態系」 湿地性緑地の創出： 湿性草地を中心とする計画地の水田雑草群落を参考とした移植による湿性草地の再生		屋敷林や工作物の修景を考慮した緑地の形成		樹林管理については、類似事例や知見等がある			植栽には郷土種を用いるため環境影響のおそれはない。
「動物・植物・生態系」 緑地の創出：屋敷林をイメージし、潜在自然植生や周辺植生の構成種を参考にした樹種による生息・生育環境の再生							
「植物」 保全すべき植物種の移植	計画地内の保全すべき植物の生育地が減少する。	保全すべき植物の生育環境	計画地及び周辺の保全すべき植物の生育は保全されるため代償措置としては妥当と考える。	移植については多数の事例がある。	移植先は自生地と同様の植生環境を再現するため環境影響のおそれはない。	環境保全措置の実施後、約3年間は事後調査により移植個体を監視する。	
「動物」 アンダーパスの整備	計画地内の動物の移動経路が分断される。	動物の移動が可能なアンダーパス	代償措置を講じることにより計画地と周辺との移動経路が確保されるため妥当と考える。	アンダーパスの整備については多数の事例がある。	水質に影響を与えない材質を使用するため環境影響のおそれはない。	環境保全措置の実施後、約3年間は事後調査により効果と影響を監視する。	

(3) 代償措置の実施計画

a) 生息・生育環境の保全

地域に生息・生育する動物、植物、あるいは地域に成立する生態系への影響を低減、あるいは代償するために、湿地性ビオトープの創出、湿地性緑地の創出、緑地の創出、アンダーパスの整備等をこれらの生息・生育環境として保全することとする。生育生息環境の保全の方針は表 11.2.1-2 に、保全後のイメージは図 11.2.1-1 (1)～(2)に示すとおりである。

表 11.2.1-2 生息・生育環境の保全の方針

方針	具体的内容	保全対象
計画地内に計画されている公園の一部を活用し動物、植物の生息・生育環境として保全する。	計画地内に計画されている公園の一部については、計画地内の湿性草地、及び湿性草地に位置する開放水面の代替環境（湿地性ビオトープの創出、湿地性緑地の創出）として機能させることで、ダイサギ、チュウサギ等の採食環境、ニホンアマガエルの繁殖環境、メダカ（南日本集団）・ドジョウ等水生生物をはじめとする生息環境を創出する。	動物、生態系
保全すべき植物種を移植する。	計画地内で生育が確認された保全すべき植物種（コイヌガラシ、アリアケスミレ、ヌマトラノオ、ミゾコウジュ、ミズワラビ、ミズマツバ、ヒメシロアサザ、キクモ、ウリカワ、ヒルムシロ）について、計画地内に計画されている湿地性ビオトープにおいて代償される湿性草地に移植を実施する。	植物
植栽帯や公園部に屋敷林をイメージした連続する高木植栽帯を整備し生息・生育環境として保全する。	栽帯や公園部は、屋敷林をイメージして、潜在自然植生や周辺植生の構成種を参考に、常緑樹を中心とした樹種で緑化を行い、高木、中木、低木を織り交ぜ階層構造を持たせる。 これにより、樹林や林縁性の鳥類の生息環境ができるとともに、低木植栽でホンダタヌキ、ヘビ類等の移動経路や隠れ家、採餌環境を創出する。	動物、生態系
水路と道路が交錯する部分にはアンダーパスを設置する。	水路と道路が交錯する部分にはアンダーパスを設置するとともに、既存の道路に這いあがれる斜路を設置する。 これにより、ホンダタヌキ等の移動経路の確保に努める。	動物

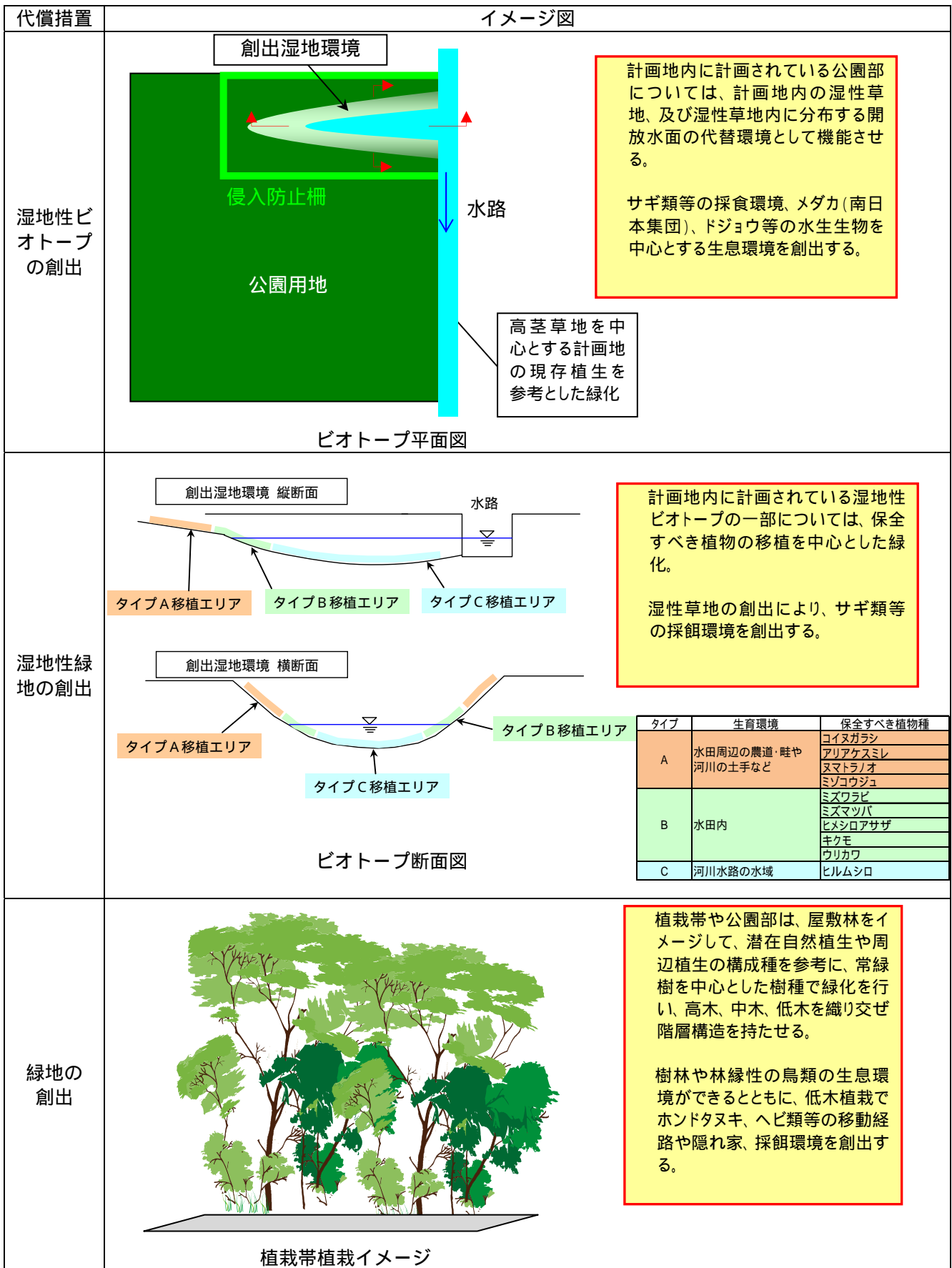


図 11.2.1-1(1) 保全後のイメージ

代償措置	イメージ図
アンダーパスの整備	<div data-bbox="347 302 735 629" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="783 282 979 427" data-label="Text"> <p>タヌキ、イタチ等の動物が移動できるアンダーパス</p> </div> <div data-bbox="1015 293 1406 568" data-label="Text" style="border: 2px solid red; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>新設水路の一部は、車道と交差するが、ボックスカルバート構造またはコルゲートパイプ構造とし、アンダーパスを設ける。</p> <p>車道の下を動物が移動できる空間を確保。</p> </div> <div data-bbox="360 674 702 707" data-label="Caption"> <p>ボックスカルバート断面図</p> </div>

図 11.2.1-1 (2) 保全後のイメージ

